平成２６年（フ）第２１号
栃木県小山市大字間々田1477番地14
債務者　大和田裕子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１１３号
愛知県豊川市新宿町１丁目44番地
債務者　ボディーショップホシノこと　星野雅英
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２０６号
岡山市北区野田４丁目17番８－５号
債務者　佐野由美子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２３号
岡山県倉敷市児島赤崎１丁目２番10号
債務者　船田　健二
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０１８号
横浜市旭区左近山16番地７　左近山団地１街区８棟102号
債務者　今野　廣次
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３号
沖縄県宜野湾市真栄原１丁目15番21―103号はるか荘、申立時の住所沖縄県宜野湾市真志喜３丁目５番12―309号　マンションＡｋｉ
債務者　國場　早苗
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第４４号
栃木県小山市若木町３丁目20番12号
債務者　髙橋　　寛
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１５号
熊本県山鹿市小坂935番地
債務者　木本　智子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
長崎県佐世保市塩浜町８番11号、前住所愛知県春日井市藤山台２丁目１番地５　ソフィア藤山台ロイヤルヒルズ109号室
債務者　奥　幸一郎
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
長崎県佐世保市早苗町138番地２、前住所長崎県佐世保市白岳町103番地２
債務者　宮原宗二朗
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
静岡市清水区興津東町660番地　あずま荘10号、旧住所静岡市清水区横砂東町２番６号
債務者　松下　　登
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４９号
東京都武蔵村山市大南４丁目21番地の１エステート大南公園10―506号
債務者　岡部　憲喜
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２４４号
静岡市葵区瀬名４丁目９番90号　シャローム小山Ａ201号、前住所静岡市清水区長崎新田267番地の４
債務者　山崎　好美
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月６日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２４年（フ）第４０号
岐阜県恵那市長島町久須見1083―104、住民票上の住所岐阜県中津川市千旦林1642番地の89
破産者　和田　広一
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第５３３号
千葉県松戸市秋山132番地の２　グランシャリオⅡ103号
破産者　田村　　仁
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係